議案第124号

令和3年度和歌山県一般会計補正予算

令和3年度和歌山県の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17,540,943千円を追加し、歳入歳出 予算の総額を歳入歳出それぞれ649,306,040千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳 出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為の補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債の補正」による。

令和3年9月8日提出

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

第1表 歳入歳出予算の	浦正 (;	裁	入)					
款			項			補正前の額	補 正 都	計
5 地 方 交 付 税						千円 170, 100, 000	599, 843	
	1 地	方	交	付	税	170, 100, 000	599, 843	170, 699, 843
7 分担金及び負担金						835, 893	19, 410	855, 303
	2 負		担		金	812, 468	19, 410	831, 878
8 使用料及び手数料						5, 995, 470	20, 480	6, 015, 950
	1 使		用		料	4, 468, 355	20, 480	4, 488, 835
9国庫支出金						111, 963, 652	12, 542, 910	124, 506, 562
	1 国	庫	負	担	金	35, 305, 309	704, 188	36, 009, 497
	2 国	庫	補	助	金	75, 052, 869	11, 838, 722	86, 891, 591
15 県 債						82, 261, 700	4, 358, 300	86, 620, 000
	1 県				債	82, 261, 700	4, 358, 300	86, 620, 000
歳入	合			計		631, 765, 097	17, 540, 943	649, 306, 040

(歳 出)															
		款					I	頁			補正前の額	補	正	額	т .
3 民	7,	生		費							^{千円} 78, 526, 900		4, 282,	_{手円} 652	^{千円} 82, 809, 552
					1	社	会	福	祉	費	58, 903, 738		4, 282,	652	63, 186, 390
5 労	Í	働		費							1, 389, 294		19,	875	1, 409, 169
					1	労		政		費	569, 083		19,	875	588, 958
6 農	基 林	水産	業	費							24, 061, 681		262,	820	24, 324, 501
					3	農		地		費	6, 012, 629		83,	766	6, 096, 395
					5	水	産		業	費	2, 918, 041		179,	054	3, 097, 095
7 商	所	エ		費							120, 180, 271		2, 021,	470	122, 201, 741
					1	商		業		費	110, 203, 949		2, 021,	470	112, 225, 419
8 ±	<u>.</u>	木		費							72, 072, 589		10, 954,	126	83, 026, 715
					1	土	木	管	理	費	4, 171, 076		147,	908	4, 318, 984
					2	道	路 橋	り	よう	費	40, 005, 098		9, 535,	686	49, 540, 784
					3	河	Ш	海	岸	費	16, 175, 478		513,	518	16, 688, 996
					4	港		湾		費	5, 932, 228		705,	314	6, 637, 542
					5	都	市	計	画	費	4, 406, 499		51,	700	4, 458, 199
	歳		出			合	ì		計		631, 765, 097		17, 540,	943	649, 306, 040

1 追 加					
事項	期	間	限	度	額
令和3年度文化振興事業委託	自 令和3年度 至 令和6年度	(4年)			192, 00

第3表 地方債の補正

1 追 加

		Т		
起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
	千円		%	
災害緊急がけ崩れ	3,200	(1)借 入 先	5.0以内	公的資金につい
対策		政府、銀行	(ただし、利	ては、その融通条
		又はその他	率見直し方式	件により、銀行そ
			で借り入れる	の他の場合にはそ
		(2)借入時期	公的資金につ	の債権者と協定す
		令和3年度	いて利率の見	るものとする。
		ただし、事業	直しを行った	ただし、県財政
		その他の都合	後においては、	の都合により、年
		により起債額	当該見直し後	限変更、繰上償還
		の全部又は一	の利率)	又は低利借換えす
		部を後年度へ		ることができる。
		繰越して起債		
		することがで		
		きる。		
		(3)借入方法		
		普通貸借又		
		は債券発行		

2 変 更

起債の目的	;	補	正	前
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共港湾事業	千円 1,645,100	(1)借 又 借 たそにの部繰すき 借 ス 借 たそにの部繰すき 借 たそにの部繰すき 借 年事都債は度起が 年事都債は度起が 借 質 乗 合額一へ債で 又 に で ま で ま で ま で ま で ま で ま で ま で ま で ま で	%内利式るつ見たは後当の の利式るつ見たは後 の利式るつ見たは後	なはに他債もた都変はこい条そそです。 政年 選す。
公共海岸事業	1, 205, 800	は債券発行 以下同上	以下同上	以下同上
公共災害関連事業 公 共 治 水 事 業	3, 780, 000 2, 549, 500			
公共水産基盤事業	552, 300			
公共都市計画事業	682,600			
公共道路事業	16, 559, 400			
防災対策事業	934, 700			

	補	正	後
限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法
千円 1,994,500	(1)借 大	5.0以、方れにのってしに該利の利式るつ見たは後当の利式をかります。	公的資金については、 その融通条件により、その を作にはもののででである。 をできる。 では、のででである。 により、は、のででである。 により、は、ででである。
1, 365, 200 3, 811, 700	以下同上	以下同上	以下同上
2, 586, 600			
593, 900			
693, 200			
20, 217, 100			
1,002,300			